

平成 28 年度

広島県土地改良事業団体連合会 (水土里ネットひろしま)

事業概要



工事監理状況



【写真】
平成 27 年度竣工
尾道市 大坂田池地区
事業名：県単独事業
ため池緊急整備事業
改修工種：堤体, 取水施設,
洪水吐

平成 28 年度 広島県土地改良事業団体連合会 事業概要



第 14 回 ひろしまの農村フォトコンテスト
最優秀賞：木本 剛義
タイトル：「棚田の恵み」
(撮影場所：安芸太田町)



第 14 回 ひろしまの農村フォトコンテスト
優 秀 賞：山口 保子
タイトル：「田植のころ」
(撮影場所：安芸太田町)



第 14 回 ひろしまの農村フォトコンテスト
優 秀 賞：佐野 克彦
タイトル：「若き夫婦の挑戦」
(撮影場所：福山市芦田町)

＜平成 28 年度 重点取り組み事項＞

多面的機能支払交付金	1
農業用排水施設の機能診断と保全計画策定	1
大規模農業団地計画の推進	2
広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成	2

＜農業基盤の整備事業の紹介＞

農業基盤の整備（面整備）事業の紹介	3
農業水利施設の対策事業の紹介	4
老朽ため池の改修事業の紹介	5

＜農業基盤の整備・補修・更新＞

農地耕作条件改善事業/農業基盤整備促進事業	6
農業水利施設保全合理化事業	7
農村地域防災減災事業	8
団体営調査設計事業	9
土地改良区体制強化事業・	1 0
土地改良施設維持管理適正化事業	1 1
災害復旧事業	1 1

＜地域の生活基盤の整備・補修・更新＞

農山漁村地域整備交付金	1 2
（農業集落排水施設のストックマネジメント）	

＜地域活動の支援事業＞

多面的機能支払交付金	1 3
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	1 4
水土里情報（水土里情報システム）	1 5

＜土地改良各種手続き＞

換地・確定測量（土地改良法手続き）	1 6
土地改良事業計画の調査・報告書作成業務	1 7
土地改良財産処分承認申請業務	1 8

＜そ の 他＞

農業農村整備事業等の包括支援	1 9
発注者支援業務	2 0
施設台帳管理システム	2 1
地籍調査（一筆地調査）	2 2
農村振興計画策定支援	2 3
農家負担金軽減支援対策	2 4
土地改良区の支援	2 5
広報活動	2 6

＜組織概要＞

業務の展開方向	2 7
会員、組織・職員	2 8
組織沿革	2 9

● 平成 28 年度 土地改良連合会重点支援事項

1) 多面的機能支払交付金

- ・ 広島県農地・水・農村環境保全協議会(以下、「県協議会」という。)は、平成 26 年度まで多面的機能支払交付金の事業実施主体として事業推進しておりましたが、平成 27 年度から制度の法制化に伴い、活動組織が事業実施主体となり、県協議会は、事業の推進組織となっています。
- ・ 県協議会は、交付金の交付事務はなくなりましたが、市町の交付・申請事務及び実施状況確認に係る支援や中山間地域等直接支払における多面的機能支払との一体的な推進に係る支援が追加され、市町、活動組織に対してきめ細やかな支援を行う組織となりました。
- ・ 連合会は、県協議会の発足当初から、事務局として事業を推進しておりましたが、今後も農業の多面的機能を維持・発揮する地域活動について、問合せや助言などによりきめ細かに支援します。



【農道周辺の草刈】



【水路の泥上げ】



【水路のひび割れ補修】

連合会は、県協議会事務局とは別に、次のような事項についても支援します。

- ① 活動組織の事務支援
- ② 資源向上活動での工事発注のための調査設計
- ③ 事業計画に定められた農用地及び対象施設の保管理状況等の現地確認
- ④ 類似業務として中山間直接支払の活動組織の事務支援

多面的機能支払については、13 ページをご覧ください。

2) 農業用排水施設の機能診断と保全計画策定

- ・ 国においては、国土強靱化計画、インフラ長寿命化計画が進められていますが、県においても平成 27 年 3 月 31 日に「広島県インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定され、インフラの長寿命化に向けた取組が推進されています。
- ・ この中で、目指す姿はストックマネジメントの確立とされており、損傷した施設を単に更新するという事後保全的な対応ではなく、関係機関や地域の共同活動組織が、施設の規模に応じて役割分担しながら、点検・機能診断と予防保全計画に基づき既存施設の有効活用を図りつつ、劣化の状況に応じた適切な対策を行って、ライフサイクルコストの低減を図っていくこととされています。
- ・ また、平成 28 年から土地改良区に対して組織運営基盤や事業実施体制の強化を目的とした「土地改良区強化基本計画」の作成が促されていますが、この計画は土地改良区自らが作成するようになっており、連合会は側面から協力・支援します。

連合会は、ストックマネジメントの確立のために、次のような事項について支援します。

- ① 国庫補助事業等による機能診断
- ② 国庫補助事業及び県単独事業で整備するために必要な機能診断
- ③ 各種保全計画書作成
- ④ 施設の状況変化を経年的に記録管理するためのシステム開発
- ⑤ 「土地改良区強化基本計画」についての土地改良区体制強化事業等を通しての協力・支援



【排水機場 グリス漏れ】



【可動堰 堰体部材腐食】



【可動堰 堰体塗装劣化】

施設診断については、7、10 ページを、補修・更新については、4 ページの対策事業の紹介をご覧ください。

● 平成 28 年度 土地改良連合会重点支援事項

3) 大規模農業団地での生産拡大

広島県では、大規模農業団地の基盤整備により、担い手の持続可能な営農の実現をめざし、担い手と農地をマッチングし、産地育成による園芸品目の生産拡大と雇用の創出に向けた取り組みが進められています。

連合会は、大規模遊休農地の低コストの基盤整備を行うための調査・計画を支援します。



【気象観測】



【流量観測】



【環境調査】



【区画拡大前】



【畦畔除去】



【区画拡大後】

農業農村整備事業の包括支援については、19ページをご覧ください。

4) 広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成

広島県では、かんきつ産地の分散された園地を面的に集積するとともに、収益性の高い園地に整備することにより、産地の核となる担い手の経営力を高め、将来にわたって担い手に経営が継承できるかんきつ産地の育成を、遊休地や未利用地を含め1ha以上のまとまりのある土地において国等の整備事業（果樹農業好循環形成総合対策事業、耕作放棄地再生利用緊急対策事業）を活用して推進されています。

連合会は、収益性の高い園地の整備に必要な作業道やかん水施設など、基盤整備に関する調査・計画・施工管理を支援します。



【整備前】



【整備後】

耕作放棄地再生利用緊急対策については、14ページをご覧ください。

● 農業基盤の整備（面整備）事業の紹介

区画整理や暗渠排水の整備が可能な事業

農業競争力強化基盤整備事業				農山漁村地域整備交付金				農地耕作条件改善事業 農業基盤整備促進事業	【県単独事業】 小規模農業基盤整備事業
型	農地整備事業 (経営体育成型)(中山間地域型)	農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	農地整備事業 (畑地帯担い手支援型)	農地整備事業 (経営体育成型他)	農業基盤整備促進事業	中山間地域総合整備事業	集落基盤整備型		
事業主体	県営 ソフト事業は団体営	県営 ソフト事業は団体営	県営	県営 ソフト事業は団体営	県営	県営 団体営 広域連携型は県営のみ	団体営	団体営	団体営
採択要件	(1)農業生産基盤整備事業の4又は5を実施 (2) “ 事業の1～5のうち2以上を総合的に実施 (3)上記(1),(2)と密着に関連のあるものを併せて実施	(1)農業生産基盤整備事業の1.2.5のうち1つ以上を実施 (2)上記(1)と密着に関連のあるものを併せて実施	同左 同左	農業競争力強化基盤整備事業と同様 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	大規模団地構想に基づく補完事業として実施 その他 県と協議確認	条件不利地 ①過疎地域 ②振興山村 ③離島 ④半島振興対策地域 ⑤特定農山村	生産基盤整備と集落基盤整備それぞれから1工種以上実施	農地耕作条件改善事業は農地中間管理事業を重点的に実施する区域で実施 事業実施期間 最大3年 市町全体を1地区とする	農業基盤整備促進事業の事業主官・採択要件にあうものは、原則農業基盤整備促進事業で実施
受益面積	①20ha以上 (中山間地域型 10ha以上) ②以下のいずれかの要件 ・担い手農地集積率 50%以上 ・担い手農地集約化率 30%以上 ・農業生産法人の育成 ③集積促進事業を行う場合 ・目標年次における 中心経営体集積率 55%以上	①畑地を主とし20ha以上 ・離島 は10ha以上 ・樹園地は、概ね5ha以上の団地の合計が10ha ②集積促進事業を行う場合 ・目標年次における 中心経営体集積率 55%以上	①畑地を主とし30ha以上 ・離島 は10ha以上 ・樹園地は、概ね5ha以上の団地の合計が10ha ②担い手戸数/受益者農家戸数又は担い手経営面積/受益面積が10%以上 ③担い手戸数3戸以上 又は 農業生産法人1経営体以上	農業競争力強化基盤整備事業と同様 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	①1地区当り事業費200万円以上 ②1地区当り受益者2者以上	県営・60ha以上(一般型) ・20ha以上(生産基盤型又は林野率75%以上かつ傾斜1/20の農地50%以上) 団体営・20ha以上(一般型) ・10ha以上(生産基盤型又は林野率75%以上かつ傾斜1/20の農地50%以上)	ほ場整備の場合 20ha以上	①1地区当り事業費200万円以上 ②1地区当り受益者2者以上	3ha以上 事業費 200～2,500万円
工種	○農業生産基盤整備事業 1.農業用排水施設 2.農道整備 3.客土 4.暗渠排水 5.区画整理 6.除礫 7.農用地造成 8.農地保全 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業 ○農業経営高度化支援事業(ソフト事業) ○特認事業	○農業生産基盤整備事業 同左 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業 ○農業経営高度化支援事業(ソフト事業)	○農業生産基盤整備事業 同左 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業	農業競争力強化基盤整備事業と同様(但し、特認事業を除く) 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	○定率助成 1.農業用排水施設 2.暗渠排水 3.土層改良 4.区画整理 5.農作業道 6.農用地の保全 7.調査・調整	○農業生産基盤整備事業 1.農業用排水施設整備事業 2.農道整備事業 3.ほ場整備事業 4.農用地開発事業 5.農地防災事業 6.客土事業 7.暗渠排水事業 8.農用地の改良又は保全事業 ○農村生活環境整備事業 農業集落道整備事業他11事業 ○特認事業	○農業生産基盤整備 1.ほ場整備 2.農業用排水施設整備 3.農道整備 4.農用地開発 5.農用地の改良又は保全 ○集落基盤整備 1.農業用排水施設整備 他13工種	○定率補助 1.農業用排水施設 2.暗渠排水 3.土層改良 4.区画整理 5.農作業道 6.農用地の保全 7.調査・調整 ○定額補助 1.農地の簡易な区画拡大 2.暗渠排水 3.湧水処理 4.末端畑地かんがい施設 5.客土 6.除礫 中心経営体に集約化する農地は、定額助成単価2割加算	ほ場整備事業
補助率	国 50% (6法 55%) 県 15% (山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	国 50% (離島 52%) 県 15% (離島 19.5% 山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	国 50% (離島 52%) 県 15% (離島 19.5% 山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	農業競争力強化基盤整備事業と同様	国 50% (6法 55%) 県 15% (山村 20%)	国 55% (離島 60%) 県 15% (生産基盤整備事業) 0～15% (生活環境基盤整備事業)	国 50% 県 15% (農業生産基盤整備) 0～15% (集落基盤整備)	定率 国 50% (6法 55%) 県 15% 定額 工種ごとに助成額規定	県 50% (離島、山村) 45%(その他の地域)
事業実施要綱	・農業競争力強化基盤整備事業要綱・要領 ・別紙1-2農地整備事業に係る取扱	同左	同左	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙1-2農地整備事業に係る取扱	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙2農業基盤促進事業に係る運用	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙12-1中山間地域総合整備事業に係る運用	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙11集落基盤整備事業に係る運用	・農地耕作条件改善事業実施要綱・要領 ・農業基盤整備促進事業実施要綱・要領	

表中の記載は概要であり、記載内容の他に事業の目的のための計画書作成等の要件等もあります。
詳しくは、下記担当窓口にお問い合わせください。



担当窓口：技術支援課
電話：082-502-7473

● 農業水利施設の対策事業の紹介

ポンプ・樋門・水路などの農業水利施設の補修・更新事業

農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業基幹水利施設保全型）
事業内容：①県営造成施設について機能診断を行い、機能保全計画を策定 ②国営・県営土地改良事業で造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、機能保全計画に基づく対策工事 ③突発的事故に対する緊急対策工事
事業主体：県、市町、施設管理者等
採択要件：①国営・県営土地改良事業で造成された基幹的施設 ②末端支配面積 100ha 以上（田以外の場合、20ha 以上） ③機能保全計画に基づくもの（対策工事）
補助率等：国 50%，県 15～20%
農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業地域農業水利施設保全型）
事業内容：①団体営造成施設について機能保全計画を策定 ②団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事 ③突発的事故に対する緊急対策工事
事業主体：市町、施設管理者等
採択要件：①基幹水利施設ストックマネジメント実施方針対象施設以外 ②総事業費（対策工事）30 百万円以上 ③受益面積 10ha 以上 ④機能保全計画に基づくもの（対策工事）
補助率等：国 50%，県 15%
農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業基幹水利施設整備型）
事業内容：1 農業水利システム保全計画策定事業 ①水利施設等の機能診断 ②水利用と管理の在り方の技術的検討 ③農業水利システム保全計画の作成 2 管理省力化施設整備事業 ①省力化のための農業水利施設の整備 ②畑地化等のための農業水利施設の整備
事業主体：県、市町、土地改良区等
採択要件：①水利地域水田農業ビジョンが策定されていること ②水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた、農業水利システム保全計画の策定が確実なこと ③水利区域の農用地面積は 20ha 以上（中山間地域は 10ha 以上）かつ、一連の水利システムに係る区域の農用地面積が、100ha 以上（中山間地域は 60ha 以上）
補助率等：国 50%，県 15%
土地改良施設維持管理適正化事業
事業内容：①団体営規模以上の事業により造成された施設 ②地元及び県の整備に係る負担金は、5 年間分割で広島県土地改良事業団体連合会を經由し、全国土地改良事業団体連合会に拠出され積立てられ、拠出期間 5 年間のうちの 1 年で整備事業を実施する。
事業主体：市町、土地改良区等
採択要件：① 1 地区当たり 2 百万円以上 ②水土総合強化推進事業（円滑化事業）による点検診断を実施していること
補助率等：国 3/10，県 3/10
多面的機能支払交付金 （資源向上活動：施設の長寿命化のための活動）
事業内容：農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援 基礎支援 活動組織に対し 10a 当たり次の単価を交付 田：4,400 円、畑：2,000 円、草地：400 円
事業主体：市町、活動組織
採択要件：①資源向上支払（共同活動）により、共同活動を実施している地域 ②保全計画の作成
補助率等：国 1/2，県 1/4，市町 1/4

● 老朽ため池の改修事業の紹介

ため池がこのような状態になっていませんか？



堤体からの漏水



堤体の浸食



堤体の陥没



必要性が無くなったため池

危険の初期段階！このままだと・・・

- ・ 堤体から漏水している
- ・ 堤体の浸食，陥没している所がある
- ・ 必要性が無くなり，放置されている

ため池は，農業にはなくてはならない，**大変重要な水源**であり，集中豪雨の時には，下流への**洪水を防ぐ機能**もあります。
しかし，適切な**保安全管理や整備**が行われていないと，ため池の姿が，**豹変する**可能性もあります。

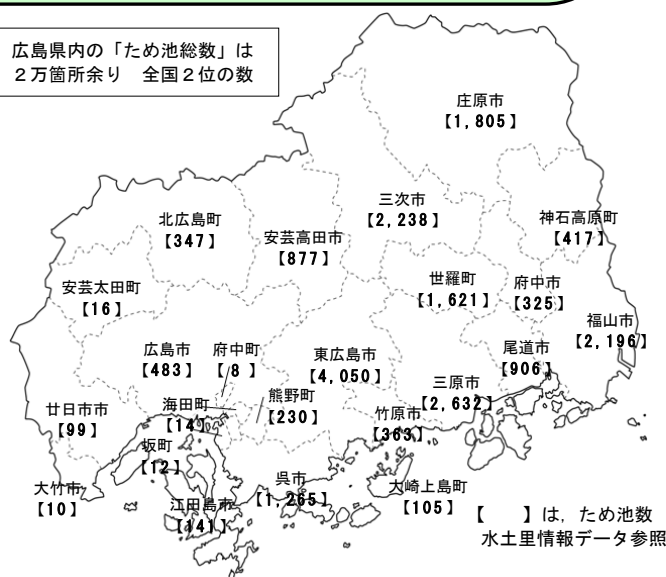


ため池の決壊



決壊による下流の被災

広島県内の「ため池総数」は
2万箇所余り 全国2位の数



調査事業

ため池の状況を把握したい

注：主要事業を記載

農村地域防災減災事業

事業内容：防災・減災対策にかかる計画策定

施設の現況把握（一斉点検），耐震性点検調査

補助率等：定額（平成27年度までの調査計画事業は定額補助）

ため池緊急防災体制整備促進事業（拡充 事業期間平成27年度～平成31年度）

事業内容：点検結果を踏まえた対策，監視体制等の強化，減災対策，権利関係調整，廃止等

補助率等：国50～55%，定額（緊急を要するリスク除去は定額）

8ページへ

土地改良区体制強化事業 施設・財務管理強化対策（旧：土地改良施設管理円滑化事業）

事業内容：定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導（定期診断指導）

土地改良区等からの要請に基づいて実施する診断・管理指導（要請診断指導）

補助率等：国50%，県25%，連合会25%

10ページへ

整備事業

ため池を改修したい

注：主要事業を記載

農村地域防災減災事業

事業内容：必要な耐震性を確保，緊急放流施設等の整備

補助率等：国50～55%

8ページへ

ため池等整備事業

事業内容：農用地，農業用施設等の災害の防止

補助率等：事業実施主体，地域指定区分，地区営農状況により異なる

19ページへ

小規模農業基盤整備事業（老朽ため池補強事業）

事業内容：国庫補助の採択基準に達しないため池の改修・補修

補助率等：県50%

19ページへ

ため池緊急整備事業

事業内容：既存の単独県費事業で対応が困難な地域を対象に緊急的に改修・補修・廃止を行う

補助率等：県45～50%

19ページへ



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

農地耕作条件改善事業/農業基盤整備促進事業

《農地耕作条件改善事業》

- ・農地中間管理事業の重点実施区域、事業実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設）
- ・総事業費 200 万円以上 & 受益者 2 者以上 & 農地中間管理機構との連携概要の策定

《地域内農地集積型》（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）最大 5 年（ハードは最大 3 年）

○ 定額助成

- ハード事業：農地（田、畑）の簡易な区画拡大：10 万円/10a（水路の管水路化等を伴う場合 20 万円/10a）
暗渠排水：15 万円/10a（本暗渠管の間隔 10m 以下）、湧水処理：15 万円/100m
末端の畑地かんがい施設整備：20 万円/10a（樹園地の場合 30 万円/10a）
客土：10 万円/10a（層厚 10cm 以上）、除礫：20 万円/10a（深度 30cm 以上）
用水路・農作業道の更新整備：10 万円/10m、排水路の更新整備 15 万円/10m
※中心経営体に集約化（面的集積）する又は集約することが確実と見込まれる農地については、定額助成の単価を 2 割加算
- ソフト事業：条件改善推進費（権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整、先進的省力化技術導入）：300 万円/単年度/1 地区、等

○ 定率補助

- ハード事業：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援
- ソフト事業：水管理・維持管理省力化支援、導入作物に応じた品質向上支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等
- 補助率 国 50%（離島・中山間地域 55%）、県 15%

《高収益作物転換型》（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）最大 5 年（ハード最大 3 年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大 2 年）

- 定額助成（*）：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査等

② 農地耕作条件改善（最大 5 年（ハード事業は最大 3 年）

《地域内農地集積型》と同様

③ 高収益作物導入支援（最大 5 年）

- 定額助成（*）：技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入 1 年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等
- 定額助成（*）は 1 地区あたり上限 300 万円～500 万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者 15 者以上（土地所有者含む）が取り組むこと ○ハード整備と併せ行うこと
○作付面積のうち 1/4 以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

《農業基盤整備促進事業》

- ・農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地区
- ・総事業費 200 万円以上 & 受益者 2 者以上 & 受益面積 5 ha 以上

① きめ細かな基盤整備（定率補助）

- 工 種 基盤整備：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全
調査調整：権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- 補助率 国 50%（離島・中山間地域 55%）、県 15%

② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

- 農地（田、畑）の簡易な区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端の畑地かんがい施設整備、客土、除礫：補助額は上記の農地耕作改善事業の地域内農地集積型の定額助成の額に同じ

事業実施主体：県、市町、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473

老朽施設の補修・更新，既存の水路の 保全・合理化整備を緊急実施【採択期間：平成30年度まで延長】

区分1 農業水利施設等整備事業

- (1) 用排水施設整備事業・・・農業用排水施設の新設，廃止又は変更
- (2) 暗渠排水事業・・・完全暗渠，補助暗渠，補水渠の新設，変更
- (3) 客土事業・・・農用地につき行う客土
- (4) 区画整理事業・・・農用地の区画形質の変更

事業要件：農用地利用集積の計画が必要，受益面積20ha以上

補助率等：国50～55%，事業主体：県

区分2 農地集積促進事業

- (1) 高度土地利用調整事業
 - ア指導事業・・・都道府県が行う普及・指導活動
 - イ調査・調整事業・・・関係機関との調整等調査・調整活動
- (2) 中心経営体農地集積促進事業・・・中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援
- (3) 耕地利用高度化推進事業・・・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理

事業要件：区分1の(1)または(2)と関連して行うものに限る

補助率等：国50～55%

事業主体：県 ただし，(1)ア 土地改良連合会，土地改良区(1)イ 市町・土地改良区・農協，(2)(3) 市町，土地改良区とすることができる

区分3 水利用再編促進事業

- (1) 水利用調整事業・・・水利使用の見直し，環境用水等の用水の質的向上の支援
- (2) 水利用高度化推進事業・・・地域用水機能等を維持・増進する活動支援
- (3) 施設計画策定事業・・・整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握，概略設計
- (4) 管理省力化施設整備事業・・・水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備
- (5) 機能保全計画策定事業・・・農業用排水施設の機能診断及び保全計画の策定

事業要件：(3)施設計画策定事業，(4)管理省力化施設整備事業は **事業費200万円以上**

(5)機能保全計画策定事業は **末端支配面積10ha以上**

補助率等：国50～55%，(3)施設計画策定事業，(5)機能保全計画策定事業は【定額】

事業主体：県・市町・土地改良区等

<事業内容>

(4) 管理省力化施設整備事業

給水栓，ゲート，分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備，並びに水管理施設，維持管理施設，安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

<農業用排水施設に附帯する施設整備の例>

【除塵機】



【安全施設】



(5) 機能保全計画策定事業

施設の現況調査や劣化度合いの測定等により，対策工法・対策時期・対策概略費用などの施設保全計画を策定



農村地域の総合的な防災・減災対策を支援します

＜主な内容＞（下線部は平成 28 年度拡充）

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定と、そのために必要な耐震性等の調査等

(二次災害が予想される施設の調査計画については、定額助成
(平成 30 年度まで))

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- (1) 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や
災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、
ため池の廃止、湛水防除、地すべり対策、農村防災施設の整備、施設の耐震整備等）
- (2) 施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

3. 監視・管理体制の強化、権利関係の調整等（体制整備事業）

- (1) ため池緊急防災体制整備促進事業（事業期間：平成 31 年度まで（但し、5）は平成 29 年度まで）
- 1) 監視・管理体制の強化（観測機器の設置、技術研修の開催等）
 - 2) 緊急的な防災対策の実施（施設の軽微な補修、排水ポンプの設置等）
 - 3) 減災対策の実施（ハザードマップ作成、防災訓練等）
 - 4) ハード整備の着手促進（整理すべき権利関係の調整）
 - 5) 地域防災上のリスク除去（定額助成によるため池の廃止（切開や切り下げ等））
- 

(2) ため池群管理体制整備事業（詳細は下枠に記載のとおり）

防災重点ため池を含む複数のため池を対象に、決壊防止と併せ洪水調節機能などの上に資する

- 1) 調査、計画策定等（平成 30 年度まで定額助成）
- 2) 堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等
- 3) 監視・管理体制の見直し



ハザードマップの作成

ため池群管理体制整備事業（平成 28 年度拡充）

- (1) 事業内容
 - ① 調査計画事業
ため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査等
 - ② ため池群整備工事
ため池の決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等
 - ③ ため池群管理体制整備事業
ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要な研修の開催、管理計画の策定等
- (2) 採択要件
 - ① 防災重点ため池を含む2か所以上の農業用ため池を対象とするもの
 - ② 農業用ため池の受益面積の合計が10ヘクタール以上
 - ③ 農業用ため池の防災受益面積の合計が20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上
ただし、調査計画事業にあつては、①及び②の要件のみとする。
- (3) 事業実施主体
 - ① 調査計画事業、ため池群管理体制整備事業：都道府県、市町村等
 - ② ため池群整備工事：都道府県
- (4) 補助率
 - ① 調査計画事業：定額（平成30年度まで）
 - ② ため池群整備工事、ため池群管理体制整備事業：1／2、55％等

事業実施主体：県、市町、土地改良区等

調査計画事業：(補助率 国 50～55%)、整備事業：(補助率 国 50～55%)

体制整備事業：（補助率 国 50～55%，定額）



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

● 団体営調査設計事業

以下の整備を行う場合は、活用してください。
団体営事業の計画策定費用の一部を連合会が負担します。

対象となる工種と申請事業

工 種	申 請 事 業
ほ場整備	農山漁村地域整備交付金
ため池等整備	
かんがい排水整備	

負担割合と作業の流れ

・ 負担割合

市町等（会員）の負担割合は、**20%**です。（国50%，県15%，広島県土連15%）

団体営調査設計事業の事業主体は、連合会となります。

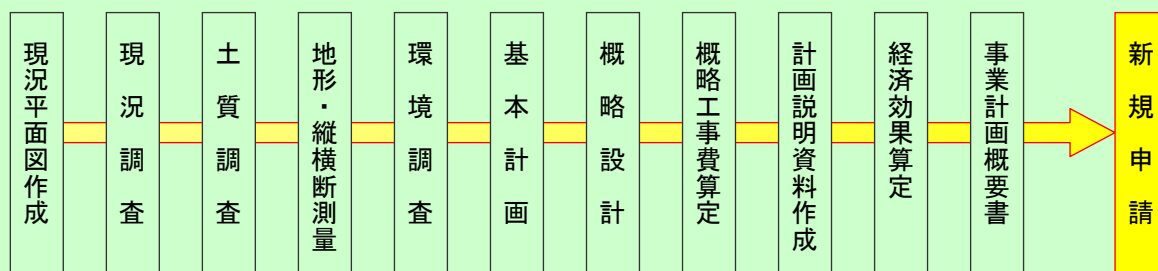
業務の範囲は、新規地区の申請に必要な **地形図作成**、**基本計画**、**経済効果算定** および **計画概要書等の資料作成** を行います。

各事業の申請に必要な活性化計画等の **個別資料の作成は**、**別途予算が必要** となります。

工種別の調査設計費用の詳細は、下記担当窓口までお問い合わせください。

・ 作業の流れ

ため池等整備による例



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473

● 土地改良区体制強化事業，土地改良施設維持管理適正化事業

農業用水利施設の診断を支援

（土地改良区体制強化事業の施設・財務管理強化対策

旧：土地改良施設管理円滑化事業）

施設の状態判断『どこを見ればいいのか』にお応えします。

施設・財務管理強化対策では，定期診断指導対象施設について，年次実施計画に基づき実施しています。

【定期診断指導対象施設】（団体営規模以上により造成された施設）

区 分	施設選定基準	診断 サイクル	対象施設数
ダ ム	堤高 15 m 以上	5 年	5 5
頭首工	可動式	3 年	6 0
揚水機	口径 100 mm 以上		3 7
排水機	口径 250 mm 以上		7 5
樋門水門	—		6 5
水 路	—		1 8
畑かん施設	—		1 0
ため池	堤高 10 ～ 15 m 未満	5 年	5 7
計			3 7 7

診断結果は，**k1・k2・k3・k4 のランクを付け**，
整備補修を要する施設は，補助対象事業や適正化事業で
改修をするよう指導・助言します。



揚水機の診断



頭首工の診断

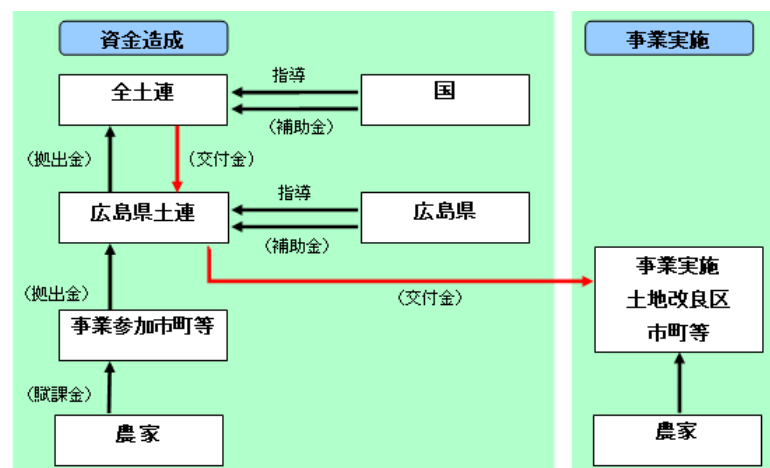
上記の定期診断指導対象施設とは別に，施設管理者からの**要請に基づく**診断・管理指導は，**適宜実施**しています。

補助率：国 50%，県 25%，広島県土連 25%

機能回復のための整備・補修を支援

（土地改良施設維持管理適正化事業）

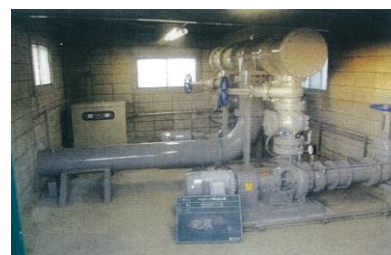
この事業は，相互扶助による事業となっており，整備補修を希望する市町，土地改良区が「維持管理適正化事業」に加入し，事業費の 30% を 5 年間均一に積立て，事業実施年度に事業費の 10% を負担して整備・補修を実施します。



腐食状況



揚水機の分解



整備補修後

事業主体：土地改良区，市町等の土地改良施設管理団体

採択基準：団体営規模以上の事業により造成された水利施設で，
事業費が 200 万円以上の整備補修等

補助率：国 30%，県 30%，事業実施主体 積立：30%，実施年度 10%



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473

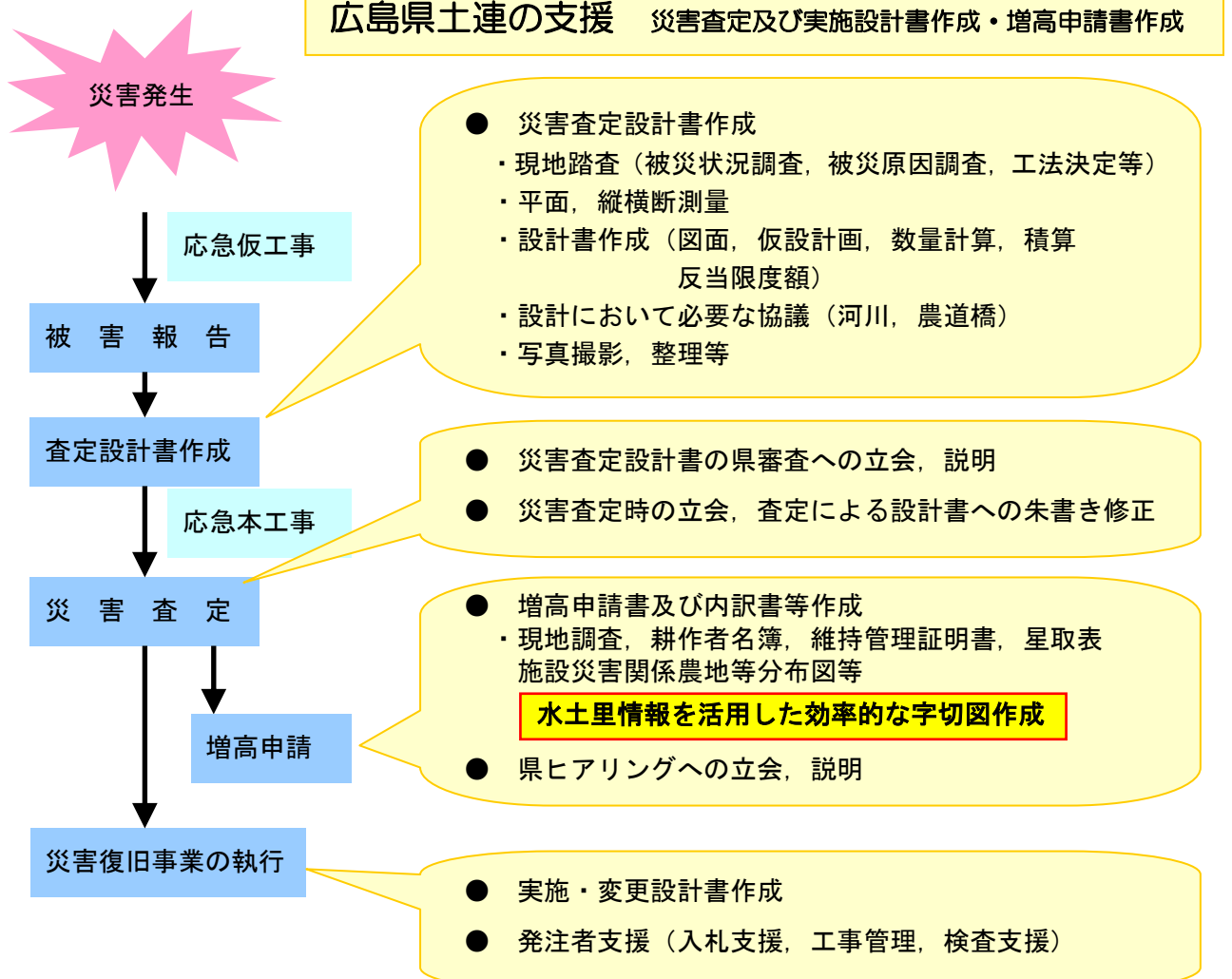
● 災害復旧事業

農地・農業用施設災害の復旧を支援します。



農地（畦畔）の被災

災害復旧の流れ



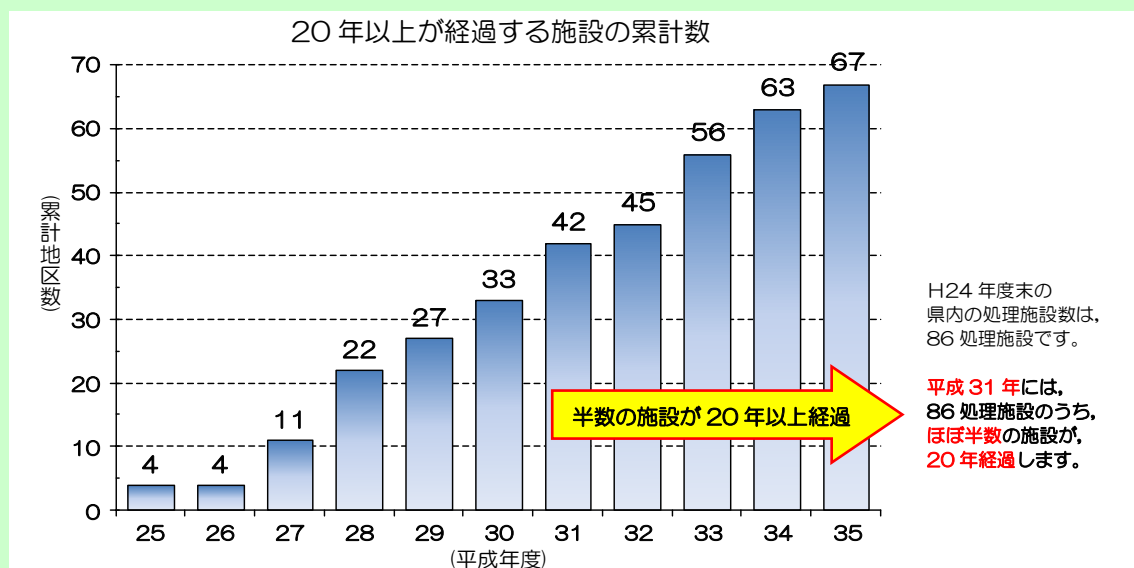
担当窓口：西部事業所，北部事業所，東部事業所

電話：（西部）082-502-7474
（北部）0824-62-2497
（東部）0847-22-0162

● 農山漁村地域整備交付金【農業集落排水施設のストックマネジメント】

集落排水の施設診断に、
国費１００％の定額補助を活用してみませんか？

生活に身近な施設の健康診断（機能診断調査）



地区ごとに、状態は異なります。また、地区内の施設（機器）ごとにも、状態は異なります。

コンクリートの腐食



機械設備の発錆・腐食



マンホール蓋の腐食



絶縁抵抗値の異常



まずは、現況の把握が第一歩です。

機能診断調査の範囲

機能診断調査

事前調査

現地調査

詳細調査

機能診断評価

劣化要因の推定

性能指標値・健全度の判定

対象施設のグルーピング

最適整備構想策定の範囲

機能保全対策工法検討

劣化進行の予測

機能保全対策工法の選定

実施シナリオの作成

機能保全コストの算定比較

施設別の機能保全コスト算出

全施設の機能保全コスト算出

計画の作成

施設ごとの機能保全計画の作成

最適整備構想の策定

定額補助は、「事前調査」（管路は補助区間のみ）と「現地調査費」です。
管路の非補助区間の「事前調査」や「詳細調査」を実施する場合には、別途予算が必要となります。
詳しくは、下記担当窓口へお尋ねください。



担当窓口：技術支援課

電話：０８２－５０２－７４７３

● 多面的機能支払交付金

農業の多面的機能の維持・発揮のため、
道路・水路等の地域資源や農村環境の保全を図るための活動
を支援します。

多
面
的
機
能
支
払

農地維持支払



農道周辺の草刈



水路の泥上げ



農道の砂利舗装



ため池の草刈

資源向上支払

【共同活動】施設の軽微な補修，農村環境保全活動等



水路のひび割れ補修



植栽活動

【長寿命化】水路等施設の補修



水路の補修・更新

広島県土連は、活動組織の取り組みを支援します。
また、事業計画に定められた農用地及び対象施設の保安全管理状況等
の現地確認についても支援します。

活動組織（集落）に対する **指導**，**事業申請**や**実績報告**などの**事務支援**と共に
施設の補修・更新のための **調査・設計**，**工事費算定**や**工事の竣工検査**などの
技術支援を行います。

【事務支援】



【技術支援】（施設の補修・更新のための調査）



【現地確認支援】（農地，施設の状況確認）



担当窓口：地域支援課

電 話：082-502-7476

● 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

耕作放棄地の再生や土づくり，必要な施設の整備まで総合的に支援します。

対策実施期間は，平成 30 年度まで延長されています。

1. 事業概要

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者，農地中間管理機構，農業者組織，農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良，作付・加工・販売の試行，必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

2. 実施主体

地域農業再生協議会（地域耕作放棄地対策協議会）

【事業メニュー】

① 荒廃農地を再生利用する活動への支援

ア再生作業（雑草・雑木の除去，併せて行う土壌改良等）【5万円/10a※】

※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【6万円/10a】

※ 重機を用いて行う等の場合【1／2以内，沖縄県にあっては2／3以内，併せて行う土壌改良は2.5万円/10a】

イ土壌改良（肥料，有機質資材の投入等，2年目に必要な場合）【2.5万円/10a】

ウ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】

エ経営展開（加工・販売の試行，実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援

・ 基盤整備（農業用排水施設，農道の整備等），乾燥調製貯蔵施設，集出荷貯蔵施設，農業体験施設（市民農園等），農業用機械・施設の整備

【1／2以内，沖縄県にあっては2／3以内】

・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 附帯事業への支援【定額】

・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・ 交付金執行事務：交付事務，地域における農地利用調整，普及啓発活動等への支援

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した取り組み事例】

耕作放棄地再生利用緊急対策と園地集積交付金，園地再生整備支援事業を活用した園地の再生整備



【整備前】



【整備後】



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

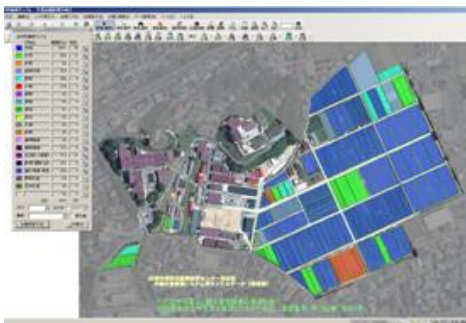
● 水土里情報（水土里情報システム）

水土里情報では、このようなことができます。

営農に携わる方：ほ場ごとに様々なデータを管理できます。

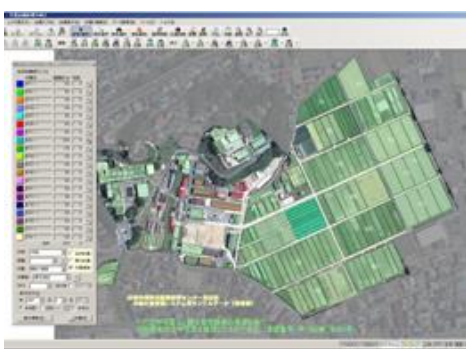
【ほ場別 作付作物】

ほ場ごとに作付品目の色分けや面積集計が行えます。

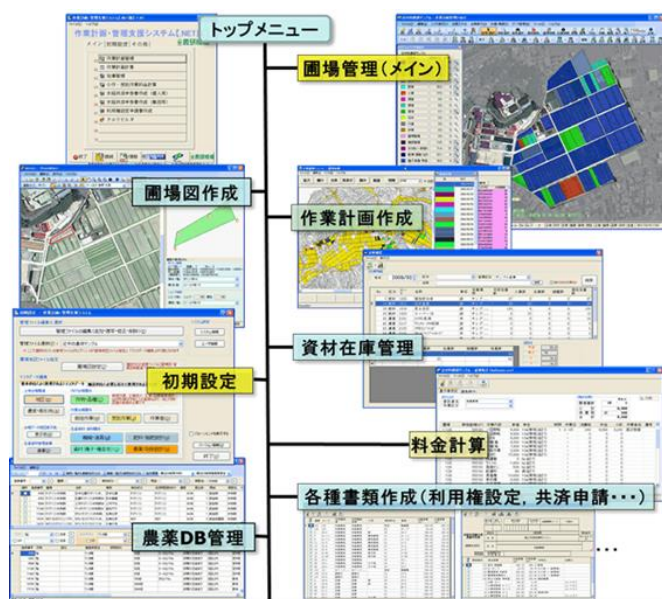


【ほ場別 作業状況】

ほ場ごとに作業計画や進捗状況の確認が行えます。



【様々なデータを一括管理】



【農研機構開発：作業計画・管理システム】

実際にソフトを見て確認して下さい。
みなさんの こんなことできるの？
にお応えします。

各種事業に携わる方：必要なデータを検索し出力できます。

【耕作放棄地】

耕作放棄地の区分ごとに着色表示し、地域の状況を確認できます。



【人・農地プラン】

ほ場ごとに貸付希望農地の
確認ができます。



データの出力は、エクセル形式で出力が可能
条件検索などにより、
必要な情報を絞り込みます。

[illegible]

活用事例

- ☆耕作放棄地対策 ☆多面的機能支払交付金 ☆人・農地プラン策定
 ☆農地の利用集積 ☆経営所得安定対策事務 ☆農地法関連事務
 ☆農業水利施設の管理 ☆災害増嵩申請 など



担当窓口：水土里情報センター

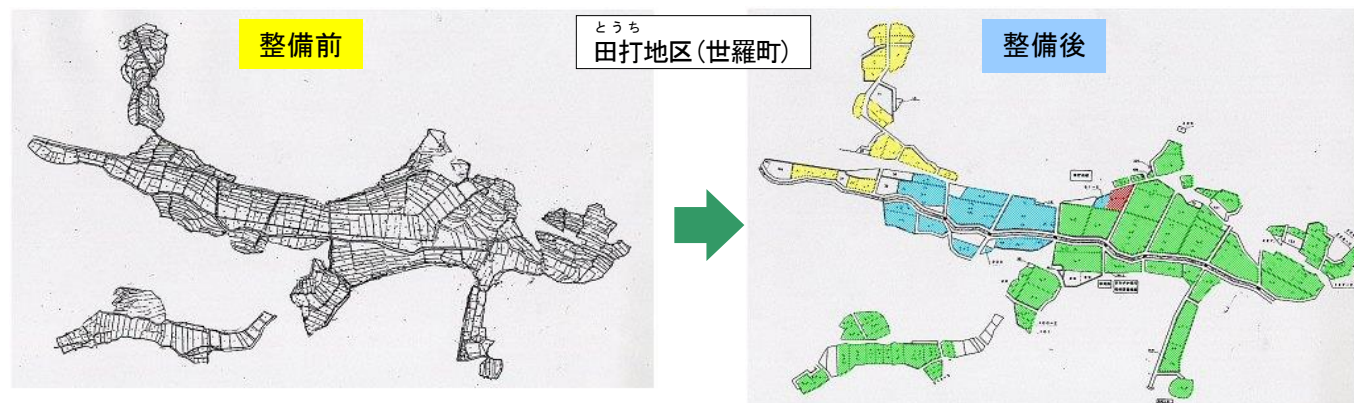
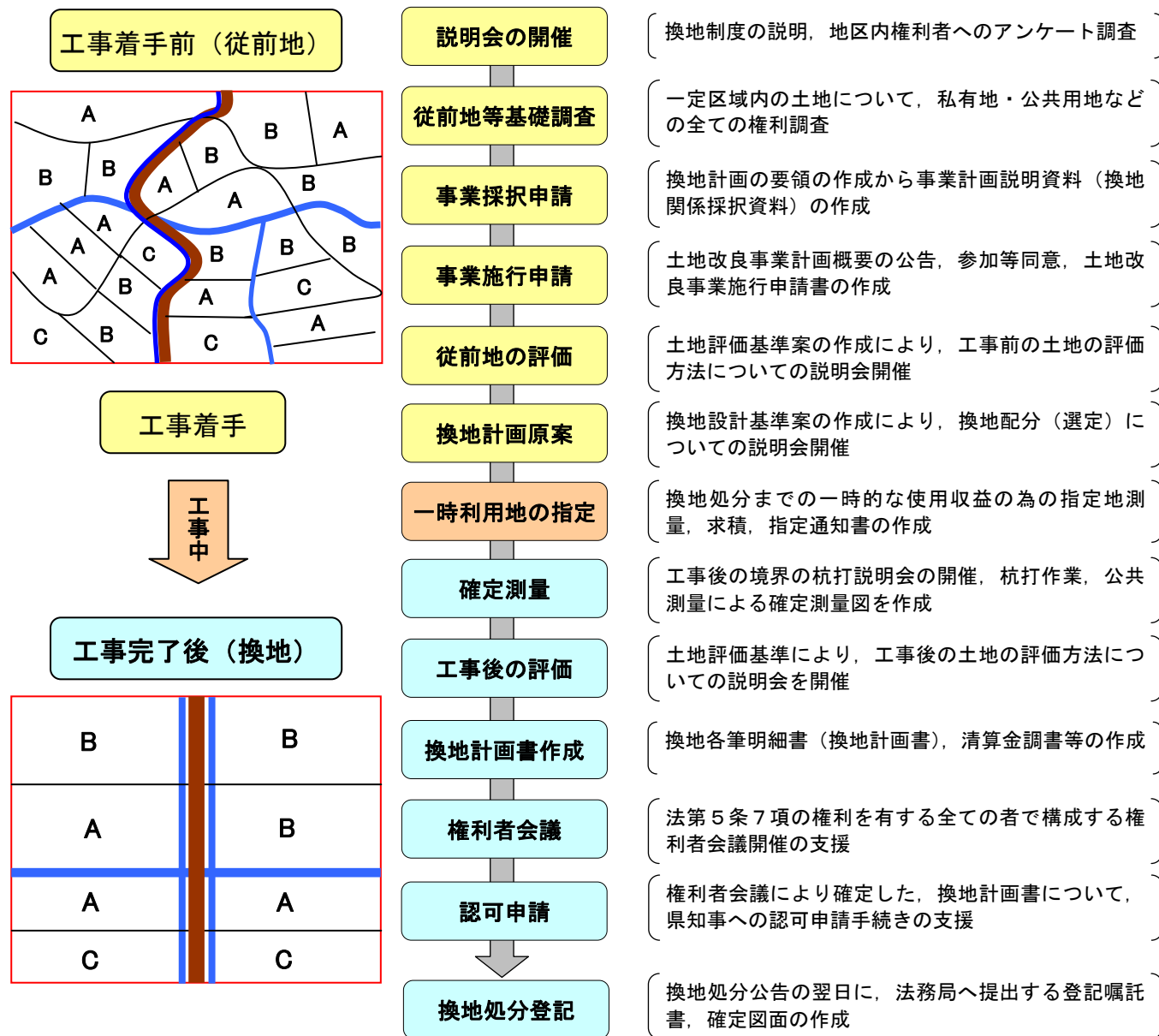
電話：082-502-7475

● 換地・確定測量（土地改良法手続き）

区画整理事業では、換地や確定測量を含めた総合的な支援を行います。

あわせて、土地改良法の**各種手続きに必要な資料作成**は、おまかせください。

例：農地の区画整理事業（ほ場整備事業）の流れ



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

● 土地改良事業計画の調査・報告書作成業務

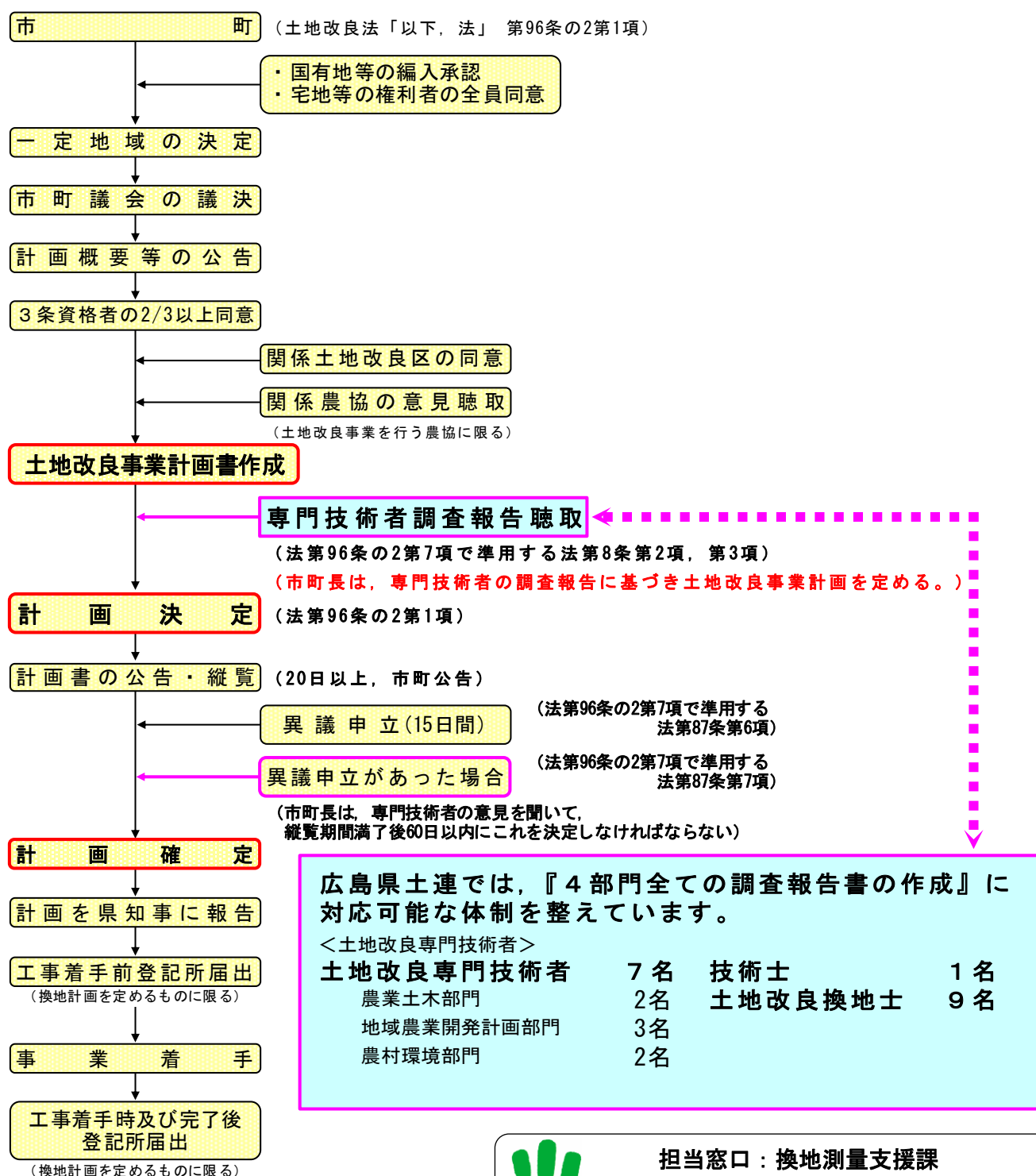
法手続きに必要な調査及び報告書の作成を支援します。

団体(市町)営土地改良事業の開始、変更、廃止の計画決定には、**調査報告書の聴取が必要です。**

農林水産省令の定めによる農用地の改良、開発、保全又は集団化についての**専門的知識を有する技術者**が、土地改良事業計画を調査し、報告書を提出します。

支援実績：平成23年度 8地区、平成25年度 3地区、平成27年度 1地区
平成24年度 8地区、平成26年度 3地区、

例：団体(市町)営土地改良事業の開始フロー（土地改良法の一部改正：平成23年11月30日施行）



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

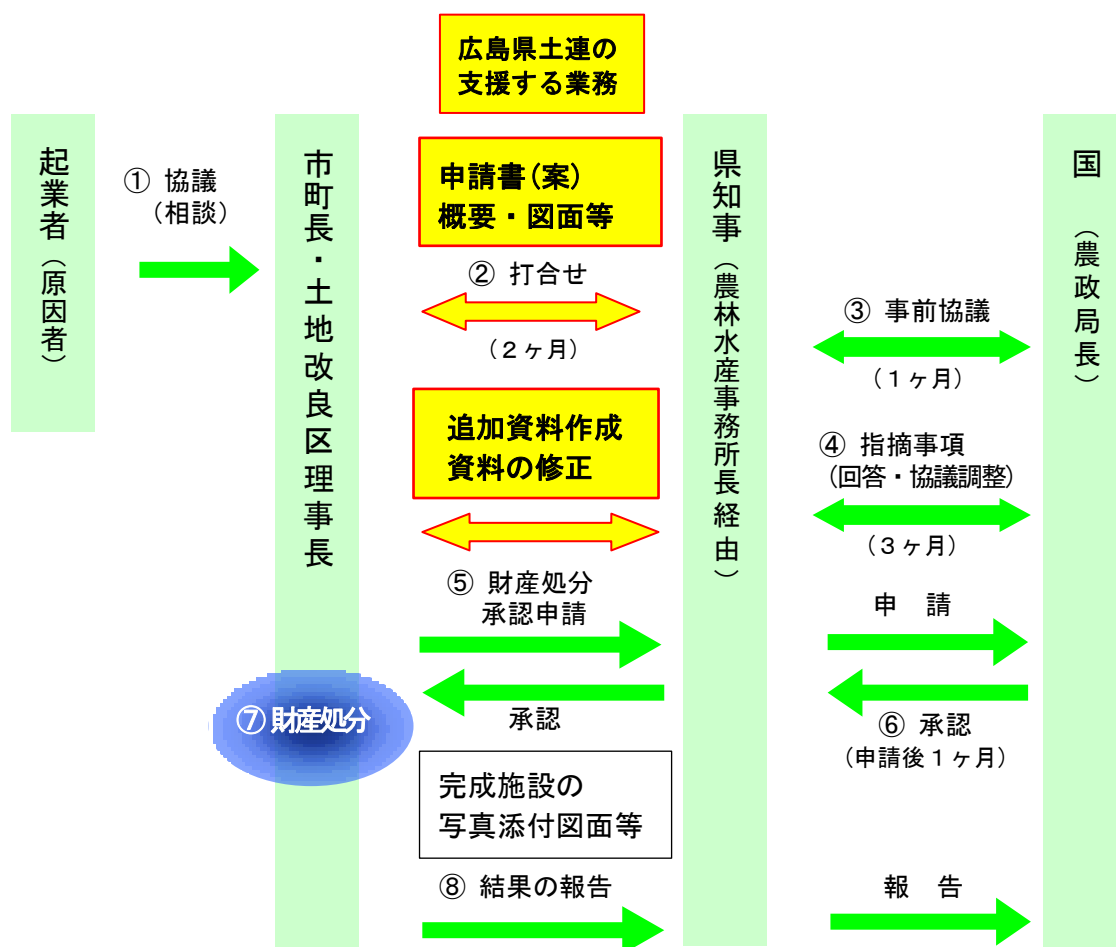
● 土地改良財産処分承認申請業務

土地改良財産の処分事務を支援します。

土地改良財産の処分には、申請と承認が必要です！

補助金により造成した土地改良財産（用水路、排水路、農道など）を、財産管理台帳に記載する**耐用年数以内に処分する（壊す）**場合は、**農政局に申請し承認**を得なければなりません。
（適化法第22条による）

財産処分事務のフロー（事務処理予定期間の例：①～⑧）
〔機能交換できる施設を設置し、補助金返還を伴わないもの〕



処分の方法は、

①補助金返還を伴うもの

財産の残存期間の補助金相当額を返還することを条件として財産処分が承認される。

②補助金返還を伴わないもの

同等以上の代替施設を設置する場合に限り、承認を得て補助金返還が免除される。（機能交換）



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

● 農業農村整備事業等の包括支援

農業農村整備事業等の事業計画から事業実施まで
包括的に支援します。(調査・測量・計画・設計・施工管理)

事業計画

調査・測量・計画
概略設計
概算事業費算定
経済効果算定
環境調査
各種協議
事業計画書作成
法手続関係

事業実施

調査・測量
用地・補償
換地・確定測量
全体設計・実施設計
積算
発注業務支援
工事施工管理



農業農村整備事業は、環境との調和への配慮が必要です。
ほ場整備で水田魚道を設置し生物に配慮した排水路を整備
経営体育成基盤整備事業 川尻地区（世羅町）

支援事業一覧

公共事業

- ・ 農業農村整備事業
 - 農業競争力強化基盤整備事業
 - 農業基盤整備促進事業
 - 農業水利施設保全合理化事業
 - 水利施設整備事業（農地集積促進型）
 - 農村地域防災減災事業
 - 土地改良区体制強化事業
 - 土地改良施設維持管理適正化事業
 - 基幹水利施設管理事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 海岸事業
- ・ 災害復旧事業（農地・農業用施設等）
- ・ 災害関連事業（農地・農業用施設等）

非公共事業

- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- ・ 日本型直接支払（多面的機能支払）
- ・ 農山漁村振興交付金
- ・ 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業
- ・ 農家負担金軽減支援対策事業
- ・ その他

県単独補助事業

- ・ 小規模農業基盤整備事業
- ・ ほ場整備推進特別事業
- ・ ため池緊急整備事業



ほ場整備（千代田東部地区）



農地開発（陽光の里地区）



ため池整備（大池原地区）



農道整備（造賀河戸地区）



かんがい排水（三河地区）



農業集落排水（太田部地区）



担当窓口：技術支援課

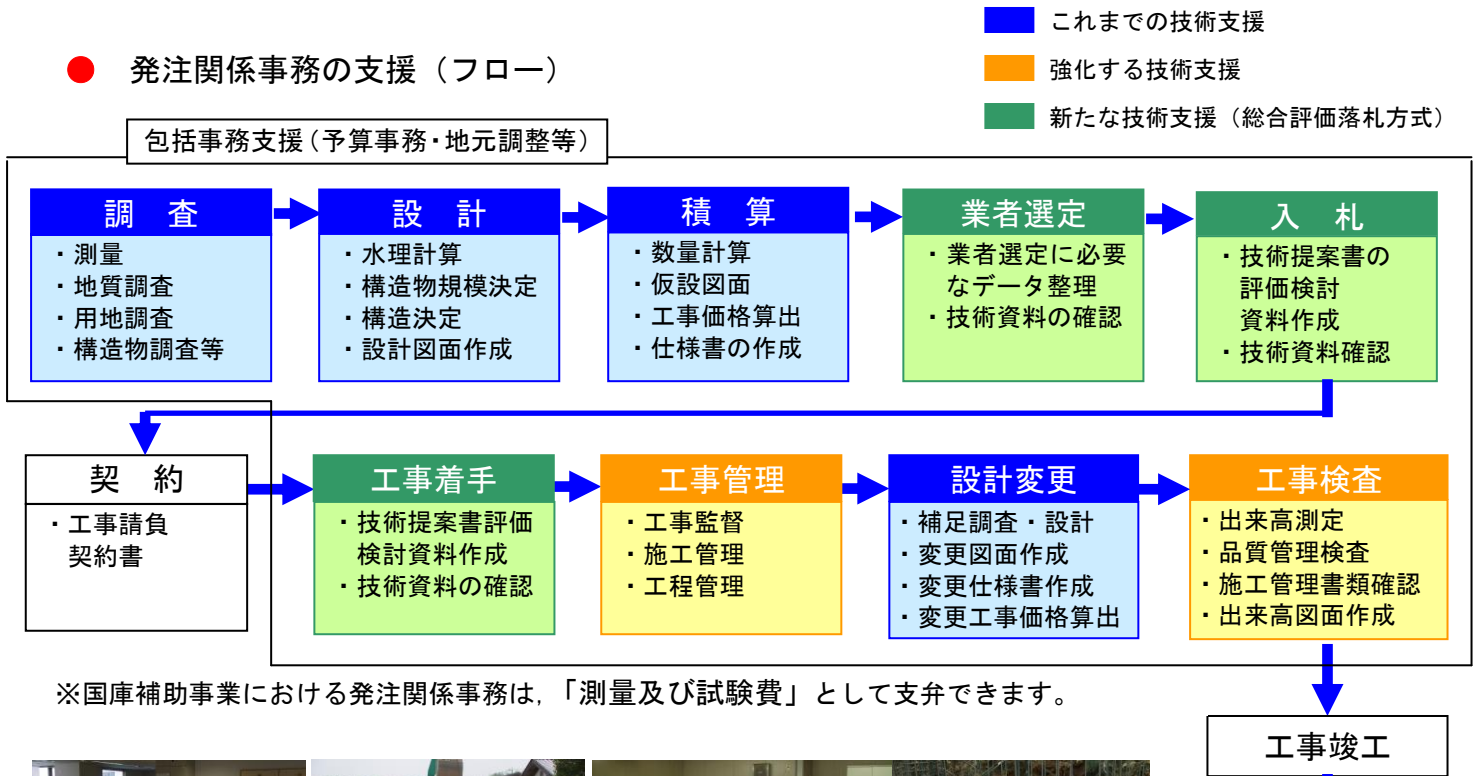
電話：082-502-7473

● 発注者支援

発注者支援機関として会員の発注関係事務を支援します。

広島県土連は、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を実施する能力を有する発注者支援機関として認定され、事務の各段階で会員を支援します。また、予算事務や地元調整なども含めた包括的な事務支援も実施します。

● 発注関係事務の支援（フロー）



■ 設計・積算



■ 施工管理



■ 工程管理

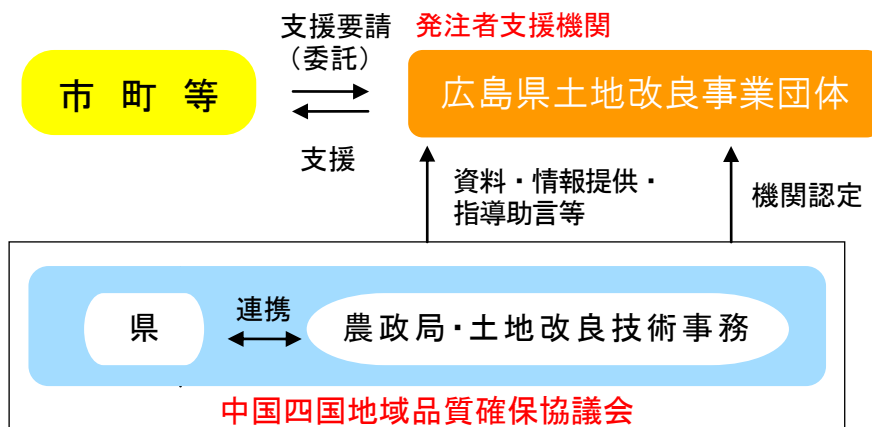


■ 品質管理

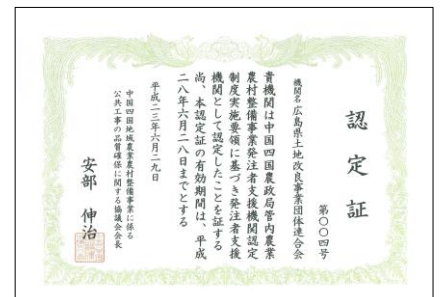
工事竣工

工事施設の保全対策
(施設の長寿命化)
・施設の現況調査
・施設の機能診断
・施設の維持管理
・予防保全対策等

● 市町等への支援体制



発注者支援機関認定証



担当窓口：技術支援課

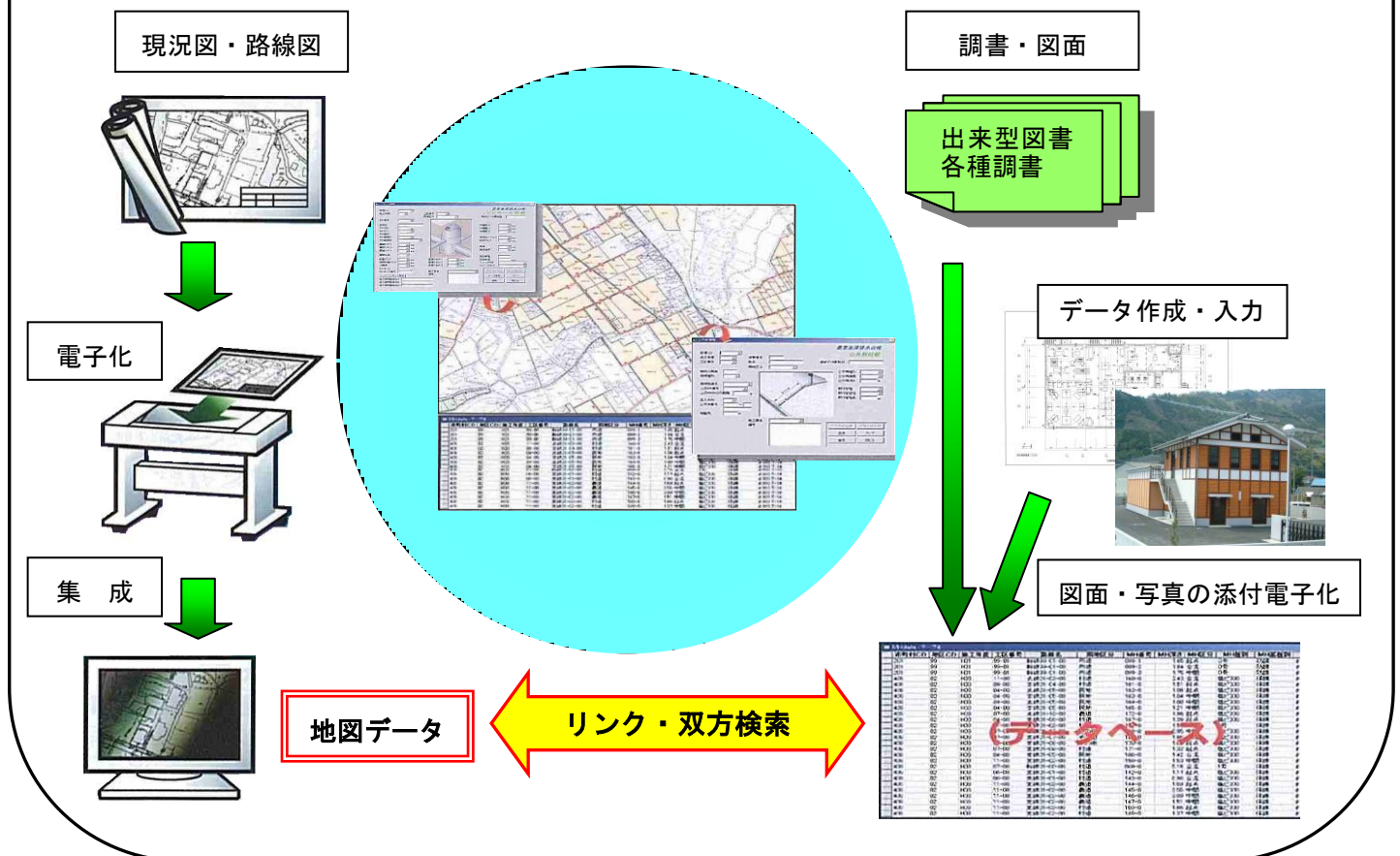
電話：082-502-7473

● 施設台帳管理システム

土地改良施設の台帳を地図データと一緒に管理しませんか。

地図データとのリンクにより、
対象物の検索結果を視覚的に把握できます。

台帳管理システム 簡易GIS



台帳管理システム整備実績

■農道台帳システム

システム概要：一定要件道路，その他道路を色分けで図面に表示します。

導入市町：福山市，庄原市，府中市，神石高原町

■ため池台帳システム

システム概要：市町が作成した1,000m³以下のため池台帳を，
広島県の「ため池防災データベース」と同じデータ構成で作成します。

導入市町：三次市

■集落排水台帳システム

システム概要：管渠，マンホール，マンホールポンプ，公共樹，宅内樹等のデータを
市町の独自仕様で作成します。

導入市町：呉市，大崎上島町，三次市，庄原市



担当窓口：技術支援課

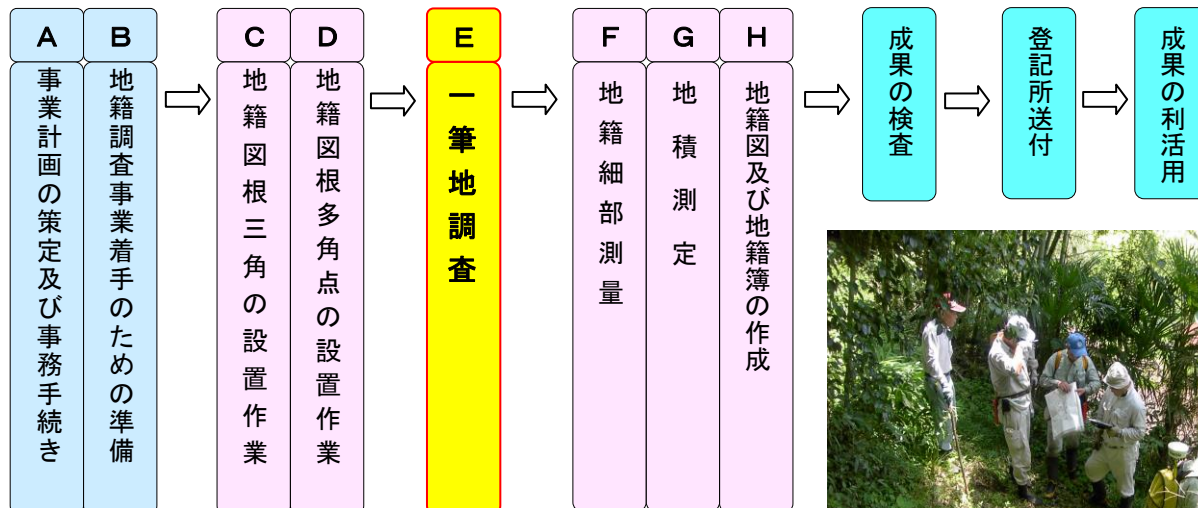
電話：082-502-7475

● 地籍調査（一筆地調査）

地籍測量や一筆地調査を支援します。

外注型で，一般財源負担相当分が軽減できます！

地籍調査の進め方（工程）

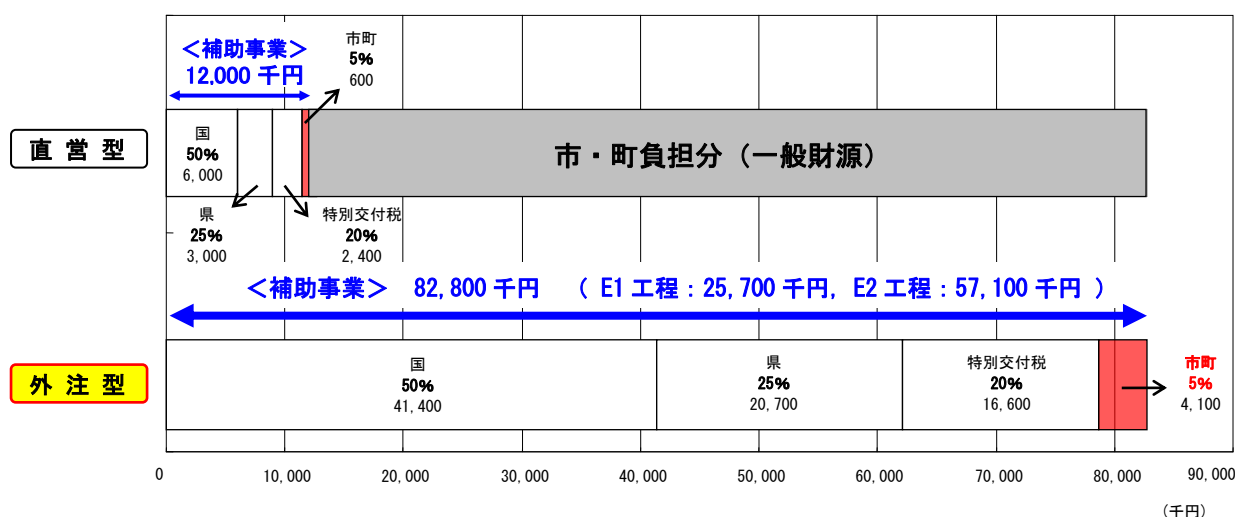


一筆地調査（権利者立会により境界の確認）

外 注

- 市町が実施主体の事業費負担割合：国 1/2，広島県 1/4，市町 1/4。
- 県及び市町負担分は，特別交付税措置が行なわれます。
- 市町の実質負担率は，5%程度となります。 ※市町により負担率は変動します。

一筆地調査の型別費用負担比較（算定額は概数）



外注型での実施により，市町の **一般財源負担相当分が軽減** できます。



担当窓口：換地測量支援課

電 話：082-502-7477

● 農村振興計画策定支援

農業・農村の各種振興計画の策定を支援します。

農業農村整備事業の実施においては、市町の農業振興計画のほか、各種の基本計画に基づくとともに、住民意向を踏まえ計画を立てる必要があります。

連合会では、農業・農村の各種振興計画づくりを支援するとともに、振興計画に基づく事業実施計画策定を支援します。

女性や高齢者の
地域づくりへの支援



ワークショップによる
住民意向の把握



環境保全型農業
耕畜連携の推進



農家代表との
農業振興施策検討会

各種の振興計画に基づく

地域の特色を活かした

活力あふれる農村振興の実現



6次産業化による
農業振興



生活環境整備
住みよい地域づくり



各種地域対策への支援
鳥獣害対策
外来生物駆除対策
動植物保護対策



生き物調査を通じた
地域環境教育



農業体験を通じた
都市と農村の交流

連合会支援実績（平成14年度以降の主たるもの）

農業振興計画地域整備計画策定、改訂	北広島町(H16)、福山市(H17)、尾道市(H20, H24)、三原市(H21)
農業振興ビジョン策定、改訂	尾道市(H21, H25)
田園環境整備マスタープラン	東広島市(H26)など52計画
農村振興基本計画	大崎上島町(H16)など14計画
総合整備事業実施計画	大崎上島町(H18)など12計画
農業農村振興施策展開検討	北広島町(H20)、世羅町(H21)
インフラ長寿命化計画（行動計画）	北広島町(H27)
未来創造計画	北広島町(H22)、大崎上島町(H22)
各種環境調査	県営・団体営事業の新規地区、変更計画地区



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

● 農家負担金軽減支援対策

地元負担金の軽減のために活用してください。

ほ場整備以外の事業も対象です！

■水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

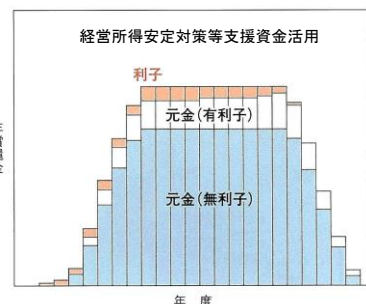
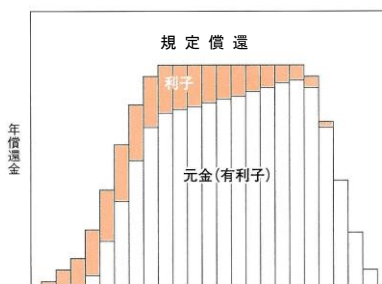
平成6年度以降採択された土地改良事業等で、担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対し、対象事業に係る地元負担金の5/6の無利子融資が可能です。

【認定期間】

現行 平成19年度から平成27年度

拡充 平成19年度から平成32年度

無利子融資のイメージ



ほ場整備だけではありません！

ため池整備事業や**かんがい排水事業**など、
土地改良法に基づき
国の補助を受ける(受けた)事業であれば、
対象となります！

○採択要件 (現行)

1. 担い手農地利用集積率

事業採択時	目標
20%未満	30%以上
20～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ

2. 担い手要件

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者

(拡充)

1. 担い手農地利用集積率

事業採択時	目標
40%未満	50%以上
40～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

2. 担い手要件

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、
人・農地プランの中心経営体

災害発生時に負担金の助成制度があります！

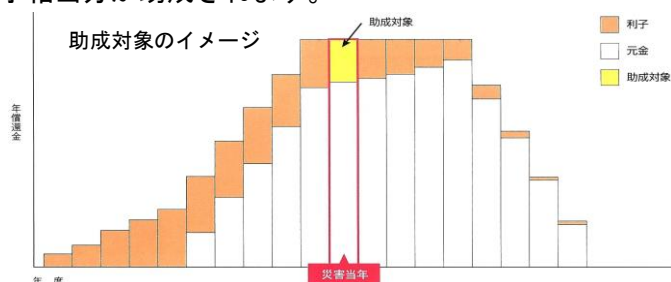
■災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

現在、土地改良事業等の負担金の償還を行っている地区において、災害復旧事業の適用を受けた場合、被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利子相当分が助成されます。

【実施期間】

現行 平成19年度から平成27年度

拡充 平成19年度から平成32年度



■経営安定対策基盤整備緊急支援事業

認定期間は、平成27年度までで終了しました。



水と里ネット
ほみやすく豊かな国づくり

担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

● 土地改良区の支援

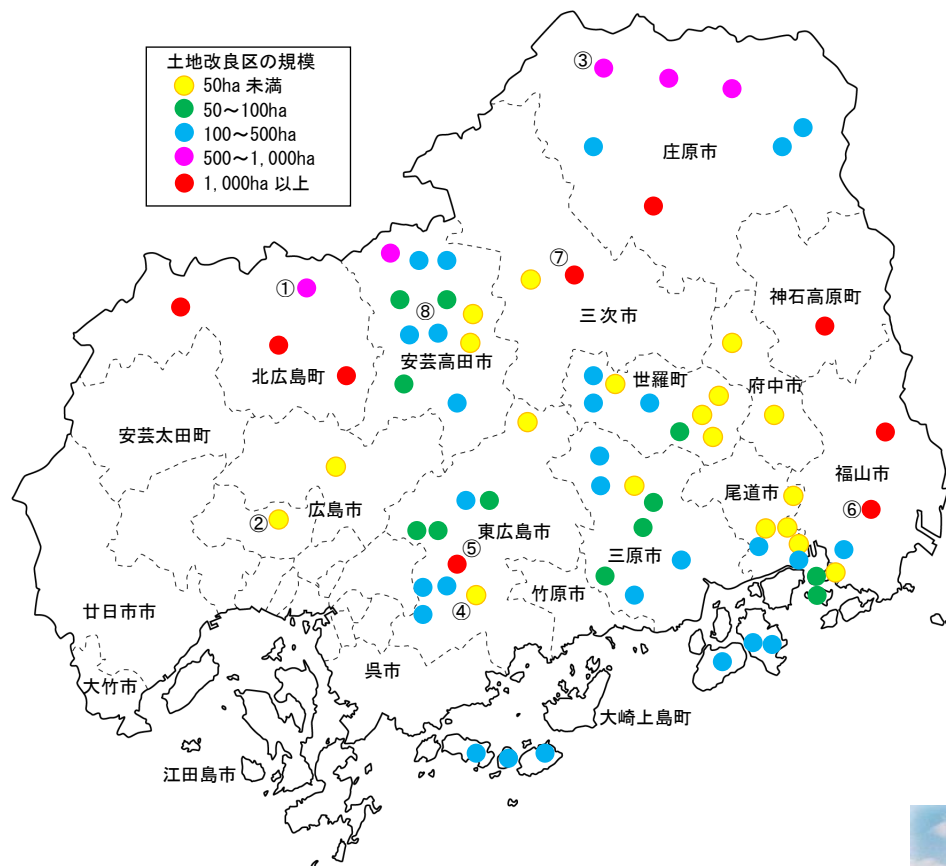
土地改良区の設立，統合，解散，運営等を指導支援します。

広島県内には 72 の土地改良区があり，組合員数は約5万5千人です。

土地改良区とは・・・

昭和24年に土地改良法が制定され，設立された農家の人たちの組織です。農業を行う上で欠かせない土地改良施設の維持・管理，農地の整備（土地改良事業）などの役割を目的とし，全国には約4,800団体，関係する組合員総数約350万人です。

水土里ネットは，土地改良区の愛称です！



交流・啓発 活動事例



①水土里ネット大朝
ふるさと水と土探検隊



②水土里ネット
・園町外二ヶ町
みんなで八木用水の清掃



③水土里ネット高野
ウォーキングをしながら
土地改良施設を見学



④水土里ネット乃美尾
地元小学生に井堰の説明



⑤水土里ネット大曾場
みんなで「七つ池」を清掃



⑥水土里ネット福山
頭首工の見学学習



⑦水土里ネット三次
畦畔にシバザクラを植えました

土地改良区は，土地改良事業や施設の管理のほかに，
交流・啓発活動なども行っており，
広島県土連は土地改良区の活動を支援します。



⑧水土里ネット吉田
稲刈り体験をしました



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

農業農村の振興に向けたイベント、広報誌の発行、ホームページの運営

「ひろしま農業農村整備広報委員会」は、広島県と広島県土地改良事業団体連合会で構成する委員会で、農業農村整備を広く理解していただくため、広報活動を行っています。

- ひろしまの農村フォトコンテスト
写真を通して広く県民のみなさんに
県内の農業・農村地域の魅力を発信しています。

第14回 ひろしまの農村フォトコンテスト 作品募集

応募締切 平成28年 1月29日(金)
(当日消印有効)

テーマ「水土里あふれる景色」「農業・農村のちから」

「農村」には四季を通してたくさんの魅力があります。広島県内の四季の風景、伝統文化、何気ない人々の生活、農産に挑戦する姿・新しい力。レンズをとらえた、あなたの「新しい発見」が伝わる一コマをお待ちしています。

入賞作品には豪華副賞

最優秀賞1点 【賞金】1万円 【副賞】1万円相当の県内特産品
優秀賞2点 【賞金】5千円 【副賞】5千円相当の県内特産品
佳作3点 【賞金】3千円 【副賞】3千円相当の県内特産品

プロ・アマ 問いません! スマホやデジカメで
撮った写真やデータのみ応募もOK!!
過去の受賞作品は「水土里ネットひろしま」に掲載

詳細・応募方法はチラシをご覧ください

- 広報誌「ひろしまの土地改良」
・ 季刊誌として年4回発行



- 農業農村整備事業優良地区コンクール

これまでの受賞地区

年 度	受 賞 団 体	実 施 事 業	事 業 地 区
平成 27 年	農事組合法人 シバザクラの里乃美	経営体育成基盤整備事業	東広島市 乃美地区
平成 25 年	農事組合法人 ファーム西田口	経営体育成基盤整備事業	東広島市 西田口地区
平成 23 年	農事組合法人 聖の郷かわしり	経営体育成基盤整備事業	世 羅 町 川尻地区
平成 18 年	農事組合法人 さわやか田打	県営ほ場整備事業	世 羅 町 田打地区

- 広島県土連のホームページ
http://www.hdn.or.jp/

事業概要 組織概要 アクセス・地図 お問い合わせ

水土里ネットひろしま

イベント情報

- 水土里の歴史館
- 農村文化の祭典
- 子ども絵画展
- その他

土地改良相談

- 施設相談
- 土地改良相談

お知らせ

- 運動の広場
- 事業紹介
- 21年度活動方針
- イベント紹介
- 水土里しごき

「ひろしまの土地改良」

- 244号[PDF:244KB]
- 245号[PDF:245KB]
- 246号[PDF:246KB]
- 247号[PDF:247KB]

農業農村整備

- 農業農村整備とは
- 事業紹介

リンク集

- リンク集

採用情報

- 採用情報

お問い合わせ

広島県土地改良事業団体連合会
〒730-0017
広島市中区松原4-1
電話 082-502-7470
FAX 082-502-7480
E-mail info@hdn.or.jp

お知らせ

- H27.8.11 「農地・農業用施設災害予防対策委員会」について掲載しました。
- H26.8.28 農地・水・環境 総合推進計画(第2期)の策定について掲載しました。
- H26.5.12 「農地・水・環境 総合推進計画(第2期)の策定について掲載しました。
- H25.3.9 「農地・水・環境 総合推進計画(第2期)の策定について掲載しました。

広島県農地・水・農村環境保全協議会 広島県耕作放棄地再生利用推進協議会

広島県土連では、ホームページを通じて、イベントの情報発信や土地改良相談、各種事業紹介を行っています。また、広島県土連が運営する協議会に関する情報も掲載しています。是非一度ご覧ください。

- 農業農村整備の推進に向けた活動
 - ・ 土地改良事業功労者表彰
 - ・ 農業農村整備事業の提案活動



担当窓口：地域支援課

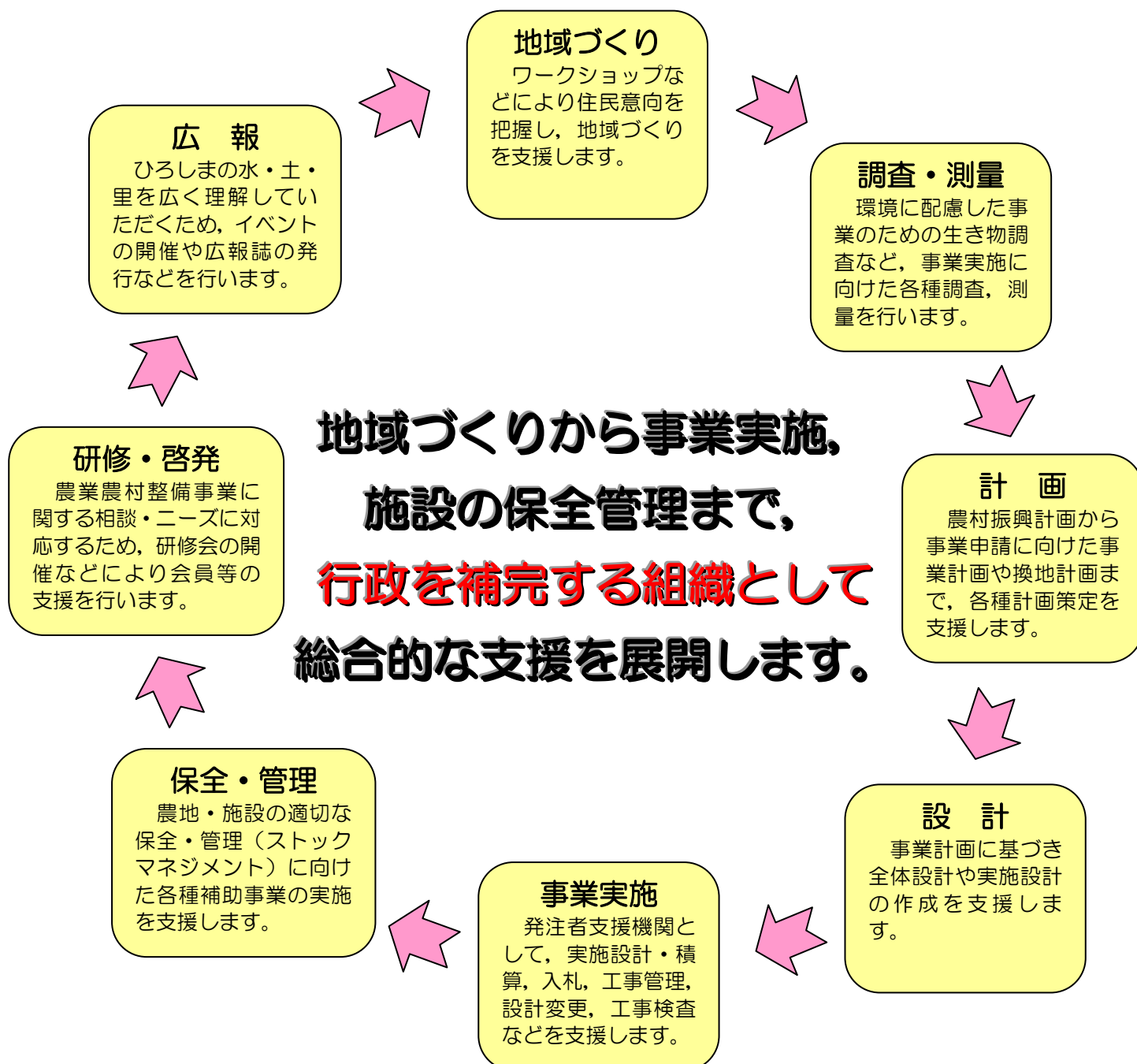
電 話：082-502-7476

● 業務の展開方向

農業・農村の振興と発展を図るため、

会員の協同組織としてその利益に寄与します。

1. 設計・換地・測量など、会員等が行う事業の発注関係事務を包括的支援（技術支援）
2. 土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るための調査・設計（団体営調査設計事業）
3. 老朽ため池の老朽度調査や改修の支援（老朽ため池改修支援）
4. 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動への支援（多面的機能支払支援）
5. 農業用施設並びに農業集落排水施設の保全支援（各種施設のストックマネジメント）
6. 土地改良区の体制強化対策を総合的に実施（土地改良区体制強化事業）
7. 農業水利利施設の診断による機能回復のための整備・補修の支援（土地改良施設維持管理適正化事業等）
8. 農家負担金の利子補給，利子助成，無利子貸付による農家負担金の軽減（農家負担金軽減支援対策事業）

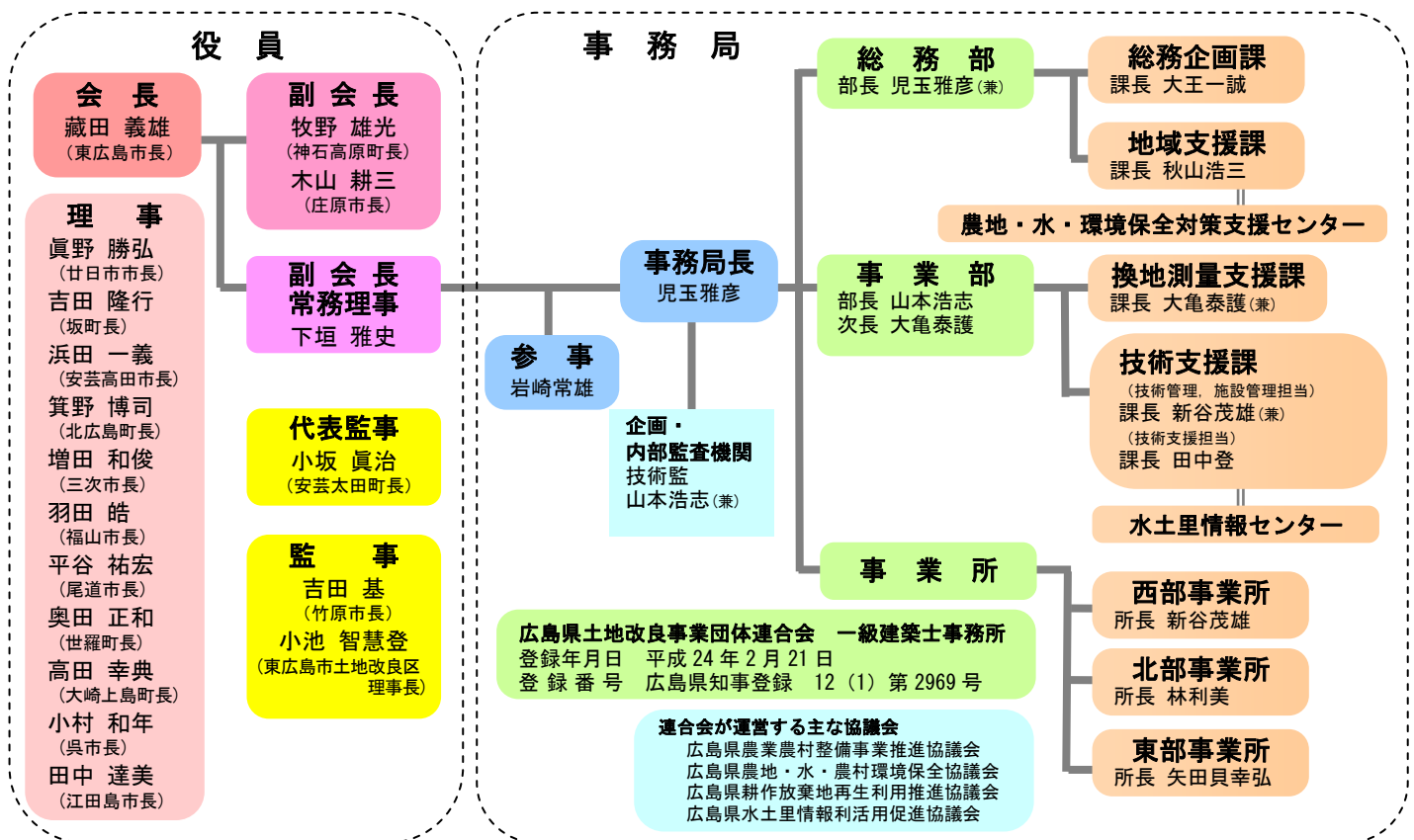


会 員 一 覧

支 部	会 員 数 76	会 員 (市町 23, 土地改良区 53)
広島	市町 7, 改良区 2	広島市, 大竹市, 廿日市市[理], 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町[理](支), 中島土地改良区, 祇園町外二ヶ町土地改良区
可部	市町 3, 改良区 14	安芸高田市[理](支), 安芸太田町[代監], 北広島町[理], 芸北土地改良区, 大朝土地改良区, 千代田町土地改良区, 豊平土地改良区, 吉田町土地改良区, 吉田町埃ノ宮土地改良区, 簸川土地改良区, 羽佐竹土地改良区, 向原町土地改良区, 甲立土地改良区, 美土里町土地改良区, 高宮土地改良区, 小原土地改良区, 原山土地改良区
三次	市町 1, 改良区 1	三次市[理](支), 三次市土地改良区
庄原	市町 1, 改良区 7	庄原市[副](支), 庄原市土地改良区, 西城町土地改良区, 口和町土地改良区, 高野町土地改良区, 比和町土地改良区, 内堀土地改良区, 森田黒土地改良区
福山	市町 3, 改良区 6	福山市[理](支), 府中市, 神石高原町[副], 福山市土地改良区, 沼隈町土地改良区, 神辺町土地改良区, 五ヶ村土地改良区, 矢多田土地改良区, 神石高原町土地改良区
尾道	市町 3, 改良区 14	三原市, 尾道市[理], 世羅町[理](支), 神田土地改良区, 沼田東土地改良区, 大草土地改良区, 小泉土地改良区, 泉北土地改良区, 梶山田土地改良区, 百島町土地改良区, 浦崎町土地改良区, 瀬戸田土地改良区, 世羅西部土地改良区, 上津田土地改良区, 赤屋土地改良区, 箱土地改良区, 西伊尾土地改良区
東広島	市町 3, 改良区 9	竹原市[監], 東広島市[会](支), 大崎上島町[理], 東広島市土地改良区[監], 乃美尾土地改良区, 大曾場土地改良区, 吉川土地改良区, 小野土地改良区, 重兼土地改良区, 内土地改良区, 上三永土地改良区, 乃美土地改良区
呉	市町 2, 改良区 -	呉市[理](支), 江田島市[理]

[会]会長 [副]副会長 [理]理事 [代監]代表監事 [監]監事 (支)支部長

組 織 図



職 員 数， 資 格 者 状 況

※主な資格を掲載

職 員	5 8 名	【測量業務】		農業集落排水計画設計士	5 名	1 級土木施工管理技士	14 名
嘱託員	1 4 名	測量士	23 名	畑地かんがい技士	1 名	1 級管工事施工管理技士	1 名
計	7 2 名	地籍主任調査員	6 名	【換地業務】		1 級電気施工管理技士	1 名
		【設計業務】		土地改良換地士	9 名	第 3 種電気主任技術者	1 名
		技術士(農業部門: 農村環境)	1 名	土地改良補償業務管理者	5 名	浄化槽管理士	21 名
		農業土木技術管理士	3 名	【その他業務】		浄化槽技術管理者	16 名
		1 級建築士	1 名	土地改良専門技術者	7 名	下水道技術検定	2 名
		2 級建築士	2 名	浄化槽設備士	5 名	農業水利施設機能総合診断士	1 名

● 沿 革

- 明治 32 年 耕地整理法が制定
県内各地に耕地整理組合が設立され、耕地整理事業が行われるようになる。
- 昭和 2 年 広島県耕地協会が設立
協会は、技術職員を確保して、会員の技術的援助、指導を行うようになる。
- 昭和 24 年 耕地整理法と水利組合法に代わり土地改良法が制定
- 昭和 26 年 土地改良法の制定に伴い社団法人広島県耕地協会に改称
- 昭和 32 年 土地改良法が改正
- 昭和 33 年 広島県土地改良事業団体連合会が設立
設立認可 昭和 33 年 9 月 16 日
農林省指令 33 農地第 3343 号（土地改良法第 111 条の 13 第 2 項）
登記 昭和 33 年 10 月 13 日

● 目 的

土地改良事業を行う者（市町・土地改良区など）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。

（土地改良法第 111 条の 2）（定款第 1 条）

● 性 格

- 土地改良事業団体連合会は、土地改良法第 111 条の 3 に定められた法人です。
- 会員となる市町村が発起人となって設立された会員組織です。
- 法人税法第 2 条第 6 項、所得税法第 11 条第 1 項、印紙税法第 5 条第 2 号により非課税団体です。

● 事 業

- 会員等の行う農業農村整備事業に関する技術的な支援や協力
- 農業農村整備事業に関する啓発及び情報の提供
- 農業農村整備事業に関する調査及び研究
- 農業農村整備事業の推進のための活動等

「農業農村整備事業」とは、
ほ場整備やかんがい排水事業などの土地改良法に基づく土地改良事業と
農業集落排水事業などの農村環境を守る事業の総称です。

徽 章



意 匠

1. 団結と相互扶助（三矢訓）
2. 事業部門の躍進（設計・換地・測量）
3. 基礎の確立（三脚）

水土里ネットひろしま は
農業農村整備を通じて農地の集団化・汎用化を支援しています。

本 部
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 (広島県土地改良会館内)
TEL (082) 502-7470 (代)
FAX (082) 502-7480

西部事業所
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 (広島県土地改良会館内)
TEL (082) 502-7474
FAX (082) 502-7483

北部事業所
〒728-0013 三次市十日市東 4 丁目 8-1
TEL (0824) 62-2497
FAX (0824) 62-5551

東部事業所
〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 94-1
TEL (0847) 22-0162
FAX (0847) 22-3315

「^{みど}^り水土里ネットひろしま」は広島県土地改良事業団体連合会の愛称です。

^{みど}^り水土里 は豊かな自然環境や美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気などの清廉なイメージを表現しています。



は農業用水、地域用水などを



は土地、農地、土壌などを



は農村空間、農家や地域住民の生活空間などを意味しています。